

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 (通所型サービスA事業) 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(木曽広域連合指定第 2072600659号)

平成29年4月1日指定

当事業所はご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 木曽町社会福祉協議会
法人所在地	長野県木曽郡木曽町日義1600番地1
電話番号	0264-26-1116
代表者氏名	会長 邑上 豊美
設立年月日	平成18年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	通所型サービスA事業所
事業所の名称	開田デイサービスセンター 「うめばち荘」
事業所の所在地	長野県木曽郡木曽町開田高原末川2797番地
電話番号	0264-42-3255
管理者名	中村 仁
開設年月日	平成18年10月1日
営業日	月曜日～金曜日 (12月29日～1月3日を除く)
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
営業時間	午前9時～午後4時30分
通常の業務実施地域	木曽町

3. 事業の目的と運営方針

◆事業の目的

社会福祉法人木曽町社会福祉協議会が運営する、開田デイサービスセンターが行う介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスA事業）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要支援の状態にある高齢者に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とします。

◆運営方針

事業所は、要支援者が有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、ご契約者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持並びにご契約者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図ります。

事業の実施に当たっては、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態になることの予防のため、適切なサービスに努めます。

4. 設備の概要

定員	地域密着型通所介護事業所等定員18名 通所型サービスA事業所定員20名
食堂兼機能訓練室	168.0m ²
浴室	特殊浴槽、一般浴槽
相談室	1室
静養室	2室
送迎車	普通車4台

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者様に対して指定通所介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

(令和7年4月現在)

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士	1		従業員及び業務の管理を一元的に行う。(生活相談員を兼務)
生活相談員	介護福祉士	4		利用の調整などの業務を行う。(介護職員と兼務)
	社会福祉主事			
看護職員	看護師	1		健康診査・処置等の看護業務を行う。
	准看護師		1	
機能訓練指導員	看護師	1		日常的な軽易な動作の訓練などを補助。(看護職員と兼務)
	准看護師		1	
介護職員	介護福祉士	1		入浴・食事・排せつなどの介護サービスを提供。
	介護職員初任者研修修了者	2		
	その他	3		
事務職員				
その他	調理	1	1	
	送迎			左記の業者に業務を委託しています。(社)木曽シルバー人材センター

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所ではご契約者様に対して以下のサービスを提供します。

(1) 通所型サービスの対象となるサービス

当事業所では、ご契約者様のご希望で以下のサービスをご利用いただくことができます。

送迎	ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。
入浴	安全に配慮して入浴していただきます。
食事	食事を召し上がっていただきます。
健康チェック	問診・血圧・脈・体温の測定等、相談に応じ、日常生活の支援、調整を行います。

〈サービスの利用頻度〉

利用する曜日や内容等については、介護予防ケアプランに沿いながら、ご契約者様と協議の上決定し、個別サービス計画に定めます。

ただし、ご契約者様の状態の変化、介護予防ケアプランに位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉

サービスを利用した場合の1回あたりの利用料は基本単位数に下記加算率を加えたものに、10を乗じたものとし、ご契約者様にお支払いいただく利用者負担額は、原則として負担割合証に応じた割合額となります。

但し、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、越えた額の全額をご負担いただきます。

サービス内容	基本単位数 (1回あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
通所型サービスA 半日	239 単位	239 円	468 円
通所型サービスA 全日	305 単位	305 円	610 円

☆ 通所型サービスAには下記の加算がされます。

加 算 内 容	加 算 率	備 考
介護職員等処遇改善加算Ⅱ (通所型サービスA1半日・処遇改善加算Ⅱ)	9.0%	通所型サービスA半日 ご利用の場合
介護職員等処遇改善加算Ⅱ (通所型サービスA2全日・処遇改善加算Ⅱ)	9.0%	通所型サービスA全日 ご利用の場合

- 介護職員等処遇改善加算Ⅱはサービスの向上のための環境と介護職員の処遇を改善することを目的とした加算として算定されます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者様の負担額を変更します。

(2) 通所型サービスの対象外となるサービス

下記の項目について介護保険給付対象外のサービスとなります。

食事の提供にかかる費用	ご契約者様に提供する食事の材料費等にかかる費用です。800円（1回あたり）
その他	レクリエーション代その他日常生活上必要となる諸費用は自己負担となります。
交通費	通常の事業実施地域以外からのご利用の場合は実費をご負担いただきます。 公共交通機関利用の場合：実費 自動車利用の場合：1キロ30円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月20日までにご請求しますので、25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ア. 指定口座への振り込み
- イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
- ウ. 現金支払い

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご契約者様の都合により、通所型サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後5時まで（前日が休日の場合は休業日前日の午後5時まで）に事業者に申し出てください。

☆ 月のサービス利用日や回数については、ご契約者様の状態の変化、介護予防ケアプランに位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することができます。

☆ サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者様に提示して協議します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 体調確認について

ご利用当日の健康状態により、サービス内容の変更又はサービスを中止する場合があります。その場合、ご家族様に連絡の上適切に対応いたします。また必要に応じて速やかに必要な措置を講じます。

(2) 送迎について

送迎を利用するに当たって、原則としてご契約者様宅玄関までの送迎とします。身体的・環境的諸事情がある場合は、ご契約者様・ご家族様と協議し、当事業所で提供できる範囲内の送迎サービスを提供させていただきます。

また別紙にて送迎の時間と搭乗場所の確認をいたします。

乗車中は基本的にシートベルトの着用をお願いします。身体的な事情等がある場合は、ご契約者様又はご家族様と協議の上、対応します。

(3) 施設・設備の使用上の注意

施設、設備、敷地を本来の用途に従って利用して下さい。故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者様に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(5) その他

利用料金の支払等の場合を除き、金銭等の所持はご遠慮ください。

食べ物の持込みは、健康管理及び食中毒防止のために、原則としてお断りいたします。

8. 苦情の受付について

【事業所の窓口】 開田 デイサービスセンター	苦情受付担当者：小林 理恵 苦情処理担当者：中村 仁 受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 電話番号：0264-42-3255
【法人の窓口】 社会福祉法人 木曽町社会福祉協議会	苦情受付担当者：安藤 総 苦情処理担当者：谷本 晃泰 受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 電話番号：0264-26-1116
【木曽町の窓口】 木曽町保健福祉課	受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 電話番号：0264-22-4035
木曽広域連合	電話番号：0264-23-1050
長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	受付時間：土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時 電話番号：026-238-1580
長野県福祉サービス運営適正化委員会	受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 電話番号：0120-28-7109

9. 福祉サービス第三者評価の受審について

第三者評価受審の有無	あり	・	なし
ありの場合			
直近の受審年月日	令和	年	月 日
受審した評価機関			
評価結果の開示状況	あり	・	なし

☆福祉サービス第三者評価とは、福祉サービス事業者の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。

10. 緊急時の対応

通所型サービスの提供中に病状の急変、その他緊急事態が生じたと判断した場合は、速やかにご家族様、主治医、救急隊等へ連絡するなどの必要な措置を講じます。

ご家族又は親族	氏名	
	連絡先（電話）	
主治医	氏名	
	連絡先（電話）	
居宅介護支援事業者又は 包括支援事業者	氏名	
	連絡先（電話）	

11. 個人情報の取り扱いについて

当事業所では、あらかじめご契約者様の同意を得た上で、個人情報を次に定める条件と範囲内で使用いたします。

（1）使用する目的

- ① 当事業所が、介護保険法令その他関係法令に従い、契約者の介護予防ケアプランに基づいた、通所型サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議や請求業務等において必要な場合
- ② 地域包括支援センター等とサービス提供事業者との連絡調整において必要になった場合
- ③ この事業の円滑な遂行に必要なご契約者に関する情報を、当事業所のほかの従業員及び、ご契約者様のご家族様に知らせる必要がある場合
- ④ 当事業所が認めた通所介護事業等の研修を行う目的の者が、担当職員に同行して当事業所において研修を行う場合

（2）使用にあたっての条件

- ① 当事業所は、（1）に記載する目的の範囲で提供するご契約者様及びそのご家族様の個人情報は必要最低限の範囲とし他には決して漏れることのないよう十分留意します。
- ② 当事業所は個人情報を使用した会議内容等について記録します。

(3) 個人情報の内容

- ① 氏名・住所・健康状態・病歴・家族状況など通所型サービスA事業を行うために最低限必要なご契約者様及びそのご家族様個人に関する情報
- ② 介護認定に係る認定結果通知書の内容
- ③ その他必要なご契約者様及びご家族様等に関する個人情報
※「個人情報」とはご契約者様個人及びご家族様に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものをいいます。

(4) 使用期間

契約日から契約終了日までとします。

1 2. 非常災害対策

- (1) 当事業所は、災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

1 3. 感染症及び食中毒の発生、まん延防止について

事業所は、感染症または食中毒が発生し、またはまん延防止に努めるため、次の措置を講じます。

- (1) 事業所は感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対応を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業員へ周知していきます。
- (2) 事業所は感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備をします。
- (3) 事業所は職員に対して感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施いたします。

1 4. 事故発生時の対応方法

- (1) 当事業所は、通所介護等サービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者様のご家族様、地域包括支援センター又は介護支援専門員及び保険者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故について、その状況及び事故に対する処置状況を記録します。
- (3) 当事業所は、ご利用者様に対する通所介護等サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、法人が加入する損害保険の範囲で損害賠償を速やかに行います。

1 5. 虐待防止について

当事業所は、ご利用者様の人権の擁護・虐待の未然防止等のため、次の措置を講じるように努めます。

- (1) 人権の擁護・虐待の防止等に関する責任者の選定
虐待防止責任者 中 村 仁
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する「虐待防止検討委員会」の設置
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員等に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権、虐待の防止等のための必要な措置
- (6) サービス提供中に、職員または介護者（ご利用者様のご家族様等、ご利用者様を現に介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを木曽町等に通報するものとします。

16. 身体の拘束等について

事業所は法人が定める指針に基づき、ご契約者様の尊厳と主体性を尊重し、身体の拘束等を安易に正当化することなく職員一人ひとりが意識を持ち身体の拘束等をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体の拘束等の適正化に向けた体制

原則として身体の拘束等の行動を制限する行為を禁止とし、事業所は下記の項目に取り組みます。

- ① 事業所は身体の拘束等の禁止に向けて、現状把握及び改善について居宅介護支援事業所等と協議、検討します。
- ② 職員は身体の拘束等に関する事案のすべてを事業所に報告します。
- ③ 事業所は職員に対して身体の拘束等に関する研修を実施します。

(2) やむを得ず身体の拘束等を行う場合の対応

ご契約者様又は他者等の生命、身体等を保護するための措置としてやむを得ず身体の拘束等を行わなければならない場合は以下の手順をふまえて行います。

- ① 身体の拘束等によるご契約者様の心身の損害等や、しない場合のリスクについて居宅介護支援事業所等と協議し、やむを得ない場合に該当するかどうかを検討します。
- ② 身体の拘束等の内容、理由、時間、期間等についてご契約者様及びご家族様に対し説明を行い同意を得ます。
- ③ 身体の拘束等を実施した場合、その内容や対応及び時間等について記録を作成し、その記録を5年間保存します。また記録は行政担当部局の実地指導が行われる際に提示します。
- ④ 身体の拘束等を継続する必要がなくなった場合は、速やかに解除し、ご契約者様及びご家族様へ報告します。

(3) やむを得ず身体の拘束等を行う基準

やむを得ず身体の拘束等を行う場合、以下の要件を全て満たす必要があり、判断は組織的かつ慎重に行うものとします。

- ① 切迫性 ご契約者様又は他者等の生命、身体等が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 身体の拘束等を行う以外代替する方法がないこと。

③ 一時性　　身体の拘束等が一時的であること。

1 7. 地域との連携等

(1) 当事業所の運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等地域との交流に努めます。

(2) 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、当該サービスの質の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置します。

① 運営推進会議の構成員は、ご契約者様、ご家族様、地域住民代表者、木曽広域連合職員、地域包括支援センター職員、地域密着型通所介護についての知見者等とし、概ね6か月に1回以上会議を開催します。

② 当事業所は、運営推進会議において活動状況を報告し、運営推進会議における評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、必要に応じて公表します。

1 8. 業務継続計画(BCP)の作成について

事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定通所型サービスの提供を継続的に実施、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めます。

(1) 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(2) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行います。

令和 年 月 日

通所型サービスの提供を開始するにあたり、ご契約者に対して契約書の内容及びその重要事項、別紙について説明しました。

<事業者>

事業者名 社会福祉法人木曽町社会福祉協議会
会長 邑上 豊美
所在地 長野県木曽郡木曽町日義1600番地1

<事業所>

事業所名 開田デイサービスセンター
所在地 長野県木曽郡木曽町開田高原末川2797番地
説明者氏名 生活相談員 印

私は契約書の内容及びその重要事項、別紙について事業所から説明を受け、同意しました。また個人情報の取り扱いに関しても、十分理解のうえ同意します。

<契約者>

住所 _____
氏名 _____ 印

<契約者代理人>

住所 _____
氏名 _____ 印

<ご家族代表者>

住所 _____
氏名 _____ 印